

# 1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

## (1) 就労の確保等

### 現状と課題を踏まえた対応方針

- ・ 全国で刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であった人です。また、仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍と高い状況となっており、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすいことから、就労を確保し、安定した生活基盤を整えることが重要です。
- ・ 国では、就労確保や職場定着のため、矯正施設における職業訓練の実施や、矯正就労支援情報センター（通称「コレワーク」）<sup>※16</sup>の設置をはじめとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・確保、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入などの施策が実施されています。
- ・ しかし、犯罪をした人等の求職活動は、前科等があることに加えて、求職活動を行ううえで必要な知識や資格等を有しておらず求職活動が円滑に進まない場合があります。
- ・ また、就職後も社会人としてのマナーやコミュニケーション能力が不足し職場での人間関係を十分に構築できない、自分の能力に応じた適切な職業選択ができないなどの事情により、すぐに離職してしまうことがあります。
- ・ さらに犯罪をした人等の中には、福祉的支援を受けられる程度ではないものの、高齢や障がいなどのために、一般就労による自立が困難な場合もあります。
- ・ 札幌市においても、生活に困窮している人や高齢者、障がいのある人などへの就労支援や協力雇用主制度の普及・啓発など、安定かつ継続可能な就労を確保するための取組を進めていきます。

※16 矯正就労支援情報センター

法務省が全国8矯正管区（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡）に設置している（通称「コレワーク」）。全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、出所・出院後に帰る場所などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業者の相談に応じ、事業者のニーズに適合する者を収容する矯正施設を紹介するなどしている。

ア 就職に向けた相談・支援等の充実、関係機関・団体との連携強化

■ 一般

取組名／取組内容	担当課
<p><b>01 札幌市就業サポートセンター・あいワーク&lt;継続&gt;</b></p> <p>札幌市就業サポートセンター※17では、無料の職業相談・紹介に加え、各種支援セミナーやスキルアップ講座・職場体験等を組み合わせた総合的な就労支援を実施します。</p> <p>また、札幌市就業サポートセンターが設置されている北区を除く9区に厚生労働省北海道労働局と共同で職業相談等就労支援を行うあいワークを設置し、求職者が身近に支援を受けられる体制を整えています。</p>	<p>経済観光局 雇用労働課</p> 

※17 札幌市就業サポートセンター

札幌市が委託する民間職業紹介事業者とハローワークが相互に連携し、無料の職業紹介サービスをワンストップで提供する窓口。

## 生活困窮者

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

取組の内容

取組名／取組内容	担当課
<p><b>02 生活困窮者自立支援制度による就労支援&lt;継続&gt;</b></p> <p>生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、札幌市生活就労支援センター（ステップ）※18を設置し、生活に困窮している人に対し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給などの支援を実施します。</p> <p>就労支援については、同センターに配置している就労支援相談員による就労支援に加え、支援対象者の状況に応じて、認定就労訓練事業※19の利用のあっせん、就労ボランティア体験事業※20及び生活保護受給者等就労自立促進事業※21を実施します。</p>	<p>保健福祉局 地域福祉・生活支援課</p> 
<p><b>03 生活保護制度による就労支援&lt;継続&gt;</b></p> <p>生活保護を受給している人に対し、各区に配置された就労支援相談員による就労支援を実施します。また、対象となる人の状況に応じ、認定就労訓練事業の利用についてのあっせん、就労ボランティア体験事業及び生活保護受給者等就労自立促進事業を実施します。</p>	<p>保健福祉局 保護課</p>

※18 札幌市生活就労支援センター（ステップ）

生活困窮者自立支援法に基づき札幌市が設置した相談窓口。札幌市内に居住している人を対象に、失業、心身の不調や借金など、様々な理由による仕事や生活の困りごとの相談を受け付け、経済的な自立に向けた就労支援を中心に、一人一人の状況に合わせた支援を行う。

※19 認定就労訓練事業

事業者が自治体から認定を受けて生活に困窮している人に就労の機会を提供する事業。長期離職者やニートなど、すぐには一般企業等で働くことが難しい人に対して、状況に応じた就労の機会を提供するとともに生活面や健康面での支援を併せて行う。

※20 就労ボランティア体験事業

就労に必要な実践的な知識・技能等の不足のほか、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由で就労に向けた準備が整っていない生活に困窮している人、生活保護を受給している人に対して、一般就労に向けた準備を支援する事業。ボランティア体験のほか、就労に向けた基礎能力を高めるためのセミナーや講座等の支援メニューを用意している。

※21 生活保護受給者等就労自立促進事業

札幌市がハローワーク三所と協定を結び、各区保健福祉部、ステップ等からハローワークに就労支援の要請をした対象者に対し、関係機関が連携を図り、組織的にチーム支援を行う事業。就労支援ナビゲーターと、各区就労支援相談員若しくはステップ支援員による就労支援チームが対象者との面接等により、求職活動の支援や職業訓練の受講あっせん等就労に向けた具体的な支援を行う。

## 障がい者

取組名／取組内容	担当課
<p><b>04 障がい者元気スキルアップ事業&lt;継続&gt;</b></p> <p>障がいのある人の雇用機会を確保し、職場定着を高めることを目的として、障がいのある人に対しては就職活動に関する相談、セミナー、職業紹介等を実施し、企業に対しては障がいのある人の雇い入れや雇用管理に関するセミナーを実施します。</p>	<p>保健福祉局 障がい福祉課</p> 
<p><b>05 障がい者就業・生活相談支援&lt;継続&gt;</b></p> <p>就業・生活相談支援事業所において、障がいのある人の一般就労に関する相談に応じ、ハローワーク・北海道障害者職業センター・企業などと連携し求職活動の支援を行うほか、就労に関わる生活相談を実施します。</p>	<p>保健福祉局 障がい福祉課</p> 
<p><b>06 障がい者雇用推進のための啓発&lt;継続&gt;</b></p> <p>障がいのある人の雇用事例に関する講演等を通じ、企業、障がいのある人、その他関係団体の相互理解を深め、障がいのある人の雇用を促進することを目的とする雇用支援フォーラムを実施します。</p>	<p>保健福祉局 障がい福祉課</p>

## 高齢者

取組名／取組内容	担当課
<p><b>07 シニアワーキングさっぽろ&lt;継続&gt;</b></p> <p>市内企業の人事・採用担当者に向けて、高齢者雇用に係る意識醸成を図るセミナーを実施します。</p> <p>また、シニア層を対象に、仕事体験により具体的な仕事のイメージを持つことで就労に対する不安を払拭し、高齢者の就業を支援することを目的とした体験付き仕事説明会を実施します。</p>	<p>経済観光局 雇用労働課</p> 
<p><b>08 公益社団法人札幌市シルバー人材センターへの支援&lt;継続&gt;</b></p> <p>公益社団法人札幌市シルバー人材センターが実施する、高齢者の生きがいの充実や社会参加の推進を図り、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的とした高齢者の就労（臨時的就労または軽易な業務）機会の確保の取組に対して補助金を交付し、活動を支援します。</p>	<p>経済観光局 雇用労働課</p> 

## 若者

取組名／取組内容	担当課
<p><b>09 さっぽろ若者サポートステーション&lt;継続&gt;</b>            札幌市若者支援施設（Youth+）※22において、15歳から49歳までの若年無業者等（未就労の家事・通学をしていない人）に対して、就労相談や就労支援プログラムなど、職業的自立に向けた支援を実施します。</p>	子ども未来局 子どものくらし・若者支援担当課 
<p><b>10 ワークトライアル事業&lt;継続&gt;</b>            さっぽろ圏の若者が将来的に自立し安定した人生を送ることができるように、新卒未就職者及びおおむね50歳以下で求職中の方又は非正規社員等を対象に、座学研修と最大1か月間の研修給付金のある職場実習等を通じて、さっぽろ圏内企業への正社員又は正社員転換が可能な就職支援を実施します。</p>	経済観光局 雇用労働課 

### イ 犯罪をした人等を雇用する企業等の開拓及びその活動に対する支援の充実

取組名／取組内容	担当課
<p><b>11 札幌市競争入札参加資格(工事)の格付けにおける加点&lt;継続&gt;</b>            札幌市競争入札参加資格審査（工事）において、札幌保護観察所に協力雇用主として登録され、審査基準日から起算して過去2年間に保護観察対象者等を雇用した実績、保護観察対象者等を対象とした職場体験講習又は事業所見学会を実施した実績のある者に、主観的評定点を加点（5点）します。</p>	財政局 契約管理課
<p><b>12 札幌市工事等総合評価落札方式の入札における加点&lt;新規&gt;</b>            総合評価落札方式の入札において、協力雇用主への加点措置の導入を検討します。</p>	財政局 契約管理課
<p><b>13 協力雇用主制度及び矯正就労支援情報センター(コレワーク)の周知&lt;新規&gt;</b>            協力雇用主確保の取組として、関係機関と連携して市内事業者への支援制度の普及・啓発を実施します。            また、矯正就労支援情報センター（コレワーク）が行う事業者向けの支援についても周知を図ります。</p>	経済観光局 雇用労働課

※22 札幌市若者支援施設（Youth+）

若者の社会的自立を総合的に支援するため、引きこもり・ニート等の若者の自立や社会復帰の支援、若者の仲間づくりやまちづくりなどの活動のサポートのほか、一般の方も含めて体育室や音楽室、活動室等の貸室を行っている施設。

## 札幌協力雇用主会連合会からの寄稿

札幌協力雇用主会連合会は、札幌保護観察所管内31保護司会の各保護区単位において地区協力雇用主会の設立を目指すとともに、地区協力雇用主会を統括する組織として平成16年1月26日に設立しました。

当連合会の設立当時は、3地区の協力雇用主会のみで構成されていましたが、その後、各地区で協力雇用主会の設立が進み、現在、札幌保護観察所管内では21地区に地区協力雇用主会が設立されております（札幌市では、平成22年11月までに10区全てに協力雇用主会が設立）。

当連合会では、保護観察に付されている者等を受け入れる社会基盤の拡充のため、犯罪や非行をした者の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図ることを目的とした様々な取組を行っており、運営資金はできる限り公的資金に頼らず地域で集め地域に還元する独立独歩を基本としています。事業内容は次のとおりです。

- ① 保護観察対象者等の雇用機会の拡充
- ② 協力雇用主会に関する必要な資料及び情報の収集
- ③ 更生保護関係者及び関係機関との連携・協力事業
- ④ 会員相互連絡、親睦
- ⑤ 本会組織の育成強化
- ⑥ その他、本会の目的にふさわしい事業

刑務所出所者等（保護観察少年、更生緊急保護対象者を含む）を地域の協力雇用主が雇用するためには、採用担当者以外の職場の理解が必要です。多くの地域住民が更生保護思想を理解し実践する意味において、犯罪や非行をした人を雇用することは「社会を明るくする運動」の主軸となります。

刑務所出所者等の就労の確保に向けた具体的な取組として、設立当初から協力雇用主の求人情報を各地区の事務局長が管理し、保護司からの照会に常時対応可能な体制を整えており、その情報をもとに保護観察所の指示によりハローワークに赴かせ紹介状を得ています。

地域の雇用先を住民（学校講話を含む）に知っていただき、共生共存社会の実現、地域に役立つセーフティネット組織体として社会保護の一翼を担い、引き続き社会福祉の増進に寄与する所存です。



道央管内刑務所出所者等就労支援推進協議会及び刑務所出所者等就労支援事業協議会の様子（札幌保護観察所主催）

## (2) 住居の確保等

### 現状と課題を踏まえた対応方針

- ・ 全国で刑事施設<sup>※23</sup>を満期で出所した人のうち約4割が帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、これらの人が2年以内に刑務所に再び入所する割合は、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることが明らかになっています。
- ・ 国においては、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実や更生保護施設の受入機能の強化、自立準備ホーム<sup>※24</sup>の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきました。
- ・ しかし、更生保護施設等はいくまでも一時的な居場所であり、退所後は地域に生活基盤を確保する必要がありますが、身寄りがなく身元保証人がいない、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できないといった問題も生じています。
- ・ 帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るために必要不可欠であり、再犯防止を図るうえで非常に重要なものであるため、札幌市においても取組を進めていきます。

### 札幌市の取組

#### ア 新たなセーフティネット制度の活用促進

取組名／取組内容	担当課
<b>14 住宅確保要配慮者居住支援&lt;継続&gt;</b> 居住支援相談窓口「みな住まいる札幌 <sup>※25</sup> 」において、民間賃貸住宅などの住まいの情報を紹介するほか、相談者の状況に応じて、生活支援サービス等の紹介を実施します。	都市局 住宅課 

#### ※23 刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称するもの。刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を収容する施設であり、拘置所は、主として未決拘禁者を収容する施設。

#### ※24 自立準備ホーム

「緊急的住居確保・自立支援対策」に基づき、保護観察対象者等に対して、民間法人・団体等が提供する宿泊場所。

#### ※25 「みな住まいる札幌」

札幌市居住支援協議会が住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している人、犯罪をした人等、その他住宅の確保に特に配慮を要する人）の居住の安定確保に向けて設置した相談窓口。

取組名／取組内容	担当課
<b>15 市営住宅の単身入居対象者の拡大&lt;新規&gt;</b> 保護観察中の方又は更生緊急保護を受けている方の単身向け市営住宅への申込みを可能にします。	都市局 住宅課

#### イ 更生保護施設に対する支援・協力

取組名／取組内容	担当課
<b>16 更生保護施設(札幌大化院・大谷染香苑)への支援&lt;継続&gt;</b> 更生保護施設が実施する更生保護事業のうち、国からの委託費が支給されない任意の継続保護事業にかかる経費の一部について支援します。	市民文化局 区政課

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

取組の内容

## 札幌市居住支援協議会からの寄稿

### 概要

札幌市居住支援協議会は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」に基づき、札幌市・不動産事業者団体・福祉事業者団体が協力体制を構築し、令和2年1月に設立されました。一般財団法人札幌市住宅管理公社及び札幌市都市局に事務局を置いています。

高齢者・障がい者・低所得者・子育て世帯などの住まいの確保にお困りの方々が、賃貸住宅にスムーズに入居するために必要な支援について協議することにより、札幌市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに貢献することを目的としています。

### 主な活動内容

#### 1 居住支援相談窓口「みな住まいる札幌（Tel:011-210-6224）」の運営

「みな住まいる札幌」は、高齢者などの住まいの確保にお困りの方をサポートするために開設された無料相談窓口です（事前予約制）。経験豊富な相談員がお話を伺い、高齢者向け住宅や賃貸住宅などの住宅情報を紹介します。また、相談内容に応じて、生活支援サービスや福祉相談窓口の紹介も行います。

刑事施設を出所し、住宅を探している方についても、関係機関やご本人からの相談に応じ、こうした方々を支援している居住支援法人等と連絡を取り、ご紹介する等の対応を行っております。



#### 2 居住支援に関する連携の強化・情報共有

居住支援関連団体が参加するワーキンググループにおいて、相談窓口での困難事例の共有や、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化について議論し、課題解決と今後の方向性について検討しています。また、居住支援法人同士が情報交流する場の提供や、外部有識者を招いた研修会の実施などを通して、居住支援法人と保護観察官を含む関係機関との連携の強化・情報共有を図っています。

#### 3 居住支援協議会の普及啓発・広報活動

ホームページの運営、新聞や地域情報誌を活用した広告、ガイドブックやチラシの配布、各種相談イベントへの出展など、幅広い普及啓発活動を行い、みな住まいる札幌や居住支援協議会の活動がより多くの住宅確保要配慮者に行き届くよう周知しています。